

住宅・土地統計調査規則の一部を改正する省令案について

1 改正の背景

住宅・土地統計調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計「住宅・土地統計」を作成するための統計調査であり、住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、国民の住生活関連諸施策の基礎資料を得ることを目的とし、昭和23年の第1回以来、5年ごとに実施している。

本調査を平成30年に実施するに当たり、空き家を含めた住生活の実態や多様化している国民の居住状況、社会・経済状況の変化等を踏まえ、調査事項等の見直しを行うものである。

2 改正の概要

調査事項の変更及び調査期間の変更等を行うため、当該規定の一部改正を行うものである。

(1) 調査事項の変更（第6条関係）

ア 追加する調査事項

現住居以外の住宅に関する事項（所在地、建て方、取得方法、建築時期及び居住世帯のない期間）

イ 削除する調査事項

東日本大震災による転居に関する事項

建築面積

現住居以外の住宅の面積

ウ その他

調査票の調査項目に合わせた規定ぶりの変更

(2) 調査期間の変更（第13条関係）

調査期間を7日間延長

(3) 事務委託の新設（第13条の2関係）

共同住宅等の管理・運営団体への調査員業務の委託

3 施行期日

公布の日から施行する。